

# そらいろ通信 9月

\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



ようやく暑さも落ち着いてきました。朝晩秋の風が感じられます。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

先月ですが、大学のときのクラブの部長先生が退任されるということで、現役学生たちと共同で先生に感謝の会を開きました。一緒に学生と準備、進行をしたのですが、学生たちは皆とても礼儀正しく気持ちの良く動いてくれたので、普段、最近の若い人は…と思っていたのですが、なんのなんの、とてもしっかりしていて嬉しく感じました。



\* 気になる相場 \*  
～死亡の際の香典の金額 社員の親族が死亡の場合～

(万円)

	社員の配偶者	社員の子女	社員の両親 (同居)	社員の両親 (別居)	社員の配偶者の両親 (別居)
最高額	50	10	10	10	10
最低額	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
最多回答	5	2	2	2	1

日本実業出版社調べ（調査期間 平成 26年 6月）

## ★これで完璧！ 9月の事務★



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（9月12日まで）☆  
8月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（9月30日まで）☆  
8月分の社会保険料・子ども子育て拠出金を納付。

☆7月決算法人の確定申告と納税（9月中の決算応当日まで）☆  
7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の中間（予定）申告と納税。

☆健康保険・厚生年金保険 9月から新しい標準報酬に☆  
7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分から新しい標準報酬が決定されます（定時決定）。決定通知書が年金事務所（健保組合）から送付されてきますので、10月支給の給与から徴収できるよう準備をしておきましょう。合わせて、厚生年金保険料率が181.82/1,000（労使折半は90.91/1,000）に変わります。

## ★最新トピックス★



～最低賃金が上がります～

平成28年度地域別最低賃金額が10/1より順次発効されます。近隣都道府県の金額は以下の通りです。

都道府県	平成28年度	平成27年度	発効年月日
東京	932円	(907円)	平成28年10月1日
滋賀	788円	(764円)	平成28年10月6日
京都	831円	(807円)	平成28年10月2日
大阪	883円	(858円)	平成28年10月1日
兵庫	819円	(794円)	平成28年10月1日
奈良	762円	(740円)	平成28年10月6日
和歌山	753円	(731円)	平成28年10月1日

時給者だけでなく、日給者・月給者についてもチェックしておきましょう。

## パート（短時間）等へ 社会保険の加入対象が広がります。

平成 28 年 10 月 1 日から、健康保険・厚生年金保険の加入対象が広がります。現在は、一般的に週 30 時間以上働く場合に健康保険・厚生年金保険の加入の対象ですが、平成 28 年 10 月から、週 20 時間以上働く場合にも加入の対象が広がります。ただし、下記の通り一定の条件があります。

### 【加入の場合の条件】

社会保険に加入している従業員の数が、500 人以上の場合 → **NO** の場合は、関係なし



#### YES の場合

1 週間当たりの労働時間が 20 時間以上である。

- ・ 残業時間は含まず、あらかじめ決まっている時間（所定労働時間）
- ・ 雇用保険に加入している。

雇用期間が 1 年以上（の予定）である。

1 ヶ月あたりの給与額が 88,000 円以上である。

- ・ 残業代、通勤手当、賞与などは含まず、あらかじめ決まっている給与（所定内賃金）

現在、学生ではない。

現在、70 歳未満である。



すべて  の場合は、加入対象になる可能性があります。

社会保険の被扶養者の条件である年収 130 万円の基準に変更はありませんが、年収 130 万円未満であっても、上記の加入要件に当てはまる方は、被扶養者にならず、ご自身で健康保険・厚生年金保険に加入することになりますのでご注意ください。

また、配偶者が勤めている会社から支給される扶養家族手当の要件については、会社ごとに異なりますので、勤め先にご確認ください。

なお、社会保険に加入している従業員の数が 500 人以上の事業所とは、1 年で 6 ヶ月以上 500 人を超えることが見込まれる事業所であり、8 月下旬に事前のお知らせが届きます。

\*マイナンバーも安心！  
当事務所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

